

**平成 29 年度神奈川県委託訓練事業「即戦力」
実施業務委託（11， 1 月生）に係る公募型プロポーザル募集要項**

平成 29 年 4 月 25 日

発注者 神奈川県立産業技術短期大学校
校長 荻田 浩司

1 委託業務の名称

平成 29 年度神奈川県委託訓練事業「即戦力」実施業務委託（11， 1 月生）

2 事業の趣旨

職業能力開発促進法に基づき、職業能力の開発及び向上について適切と認められた民間教育訓練機関等に一定の職業能力を習得するための訓練（以下「委託訓練」という。）を委託実施するものです。これにより求職者に対し、職業訓練受講機会の確保・拡大を図り、再就職を促進することを目的としています。

3 委託訓練実施機関の主な業務

- (1) 受講希望者向け説明会又は見学会及び受講希望者からの問い合わせ対応
- (2) 訓練申込者の選考（面接、書類選考等）、入校説明会、オリエンテーション（開講時、閉講時）
- (3) 委託訓練生の出欠席の管理及び指導
- (4) 受講証明書等（雇用保険関係書類）に係る事務処理
- (5) 委託訓練生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- (6) 委託訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- (7) 委託訓練生の中途退校に係る事務処理
- (8) 事故・災害発生時の連絡及び職業訓練生総合保険に関する事務処理
- (9) 訓練実施状況の把握及び報告
- (10) 委託訓練生の能力習得状況の把握
- (11) 委託訓練生に対する就職支援（ジョブ・カードの作成支援、職務経歴書等作成指導、面接指導、キャリアガイダンス、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、委託元校と連携した職業紹介の実施）
- (12) 委託訓練修了時及び修了後 1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月における委託訓練生の就職状況の把握及び報告
- (13) 中途退校者の就職状況の把握及び報告
- (14) 雇用保険給付及び職業訓練受講給付金に係る事務処理
- (15) その他、県が必要と認める事項

4 委託訓練の種類

職業能力開発促進法施行規則第 9 条に規定する普通職業訓練（通信の方法によって行

う訓練を除く。)の短期課程として、次の委託訓練を実施します。各委託訓練の概要は、別表「平成29年度神奈川県委託訓練事業の概要(11,1月生)」のとおりです。

(1) 訓練コースの種類

離職者等委託訓練事業

- ア 知識等習得コース
- イ 育児等との両立に配慮した再就職支援コース
- ウ 定住外国人向け職業訓練コース
- エ 建設人材育成コース
- オ 日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)座学先行コース

(2) 訓練科

県内の求人状況や労働市場の状況、委託訓練の就職実績等を考慮し、労働需給状況等雇用の確保と就職の促進を図るために必要な職業訓練として、訓練コースを設定し提案書の提出をしていただきます。ただし、提案書の作成に当たって、コース設定について以下の事項に留意すること。

- ア 県の募集パンフレットにより定員を超える応募者があると予想することができる。
- イ 訓練修了後、75%以上の就職率を達成することが期待できる。
- ウ 男女を限定した受講者の募集は行えないこと。
- エ 県立職業技術校、県立産業技術短期大学校で実施しているものと同一の訓練科の提案は認めない。
- オ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なものの提案は認めない。

5 委託訓練実施機関の要件

受託希望機関は「4 委託訓練の種類(2)訓練科」により提案書を提出しようとする訓練科に類似した認定学科(専修学校、各種学校の場合)もしくは人材育成に関する研修・講座(専修学校、各種学校以外の場合)を実施し、当該学科等について修了実績及び就職率を上げており、安定した事業運営が可能であるものに限る。

その他、次の要件を具備していること。

(1) 基準

- ア 教室等は1人当たりのスペース(1.65㎡)を十分確保すること。
- イ 訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技のものにあつては受講者15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。ただし、育児等との両立に配慮した再就職支援訓練コースの実技訓練については20人に対して1人以上、「介護職員初任者研修」資格を取得するコースの実技訓練については、12人に対して1人以上配置すること。
- ウ 訓練指導者は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項に規定する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。
- エ 建物の構造は、堅ろう度、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難その他安

全衛生面から、また配置は、通所の便、安全衛生、風紀上の環境からみて適切であること。

オ 訓練に必要な機器、設備（トイレを含む）、環境（清掃等）に十分配慮し、訓練中の事故等には十分留意すること。

（２）就職への支援体制

委託訓練実施機関は、訓練期間中及び訓練修了後を通じ、訓練受講者の就職促進に努めることとする。就職支援機能を強化するため、必ず就職支援責任者を配置すること。具体的な就職支援の内容は、ジョブ・カードの作成支援、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリア・コンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介等の訓練受講者の就職に資する各種取組とする。

なお、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施を必須とする。就職支援責任者は、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練実施施設にて業務を行うこと。

職業紹介を行う場合には、必ず無料職業紹介又は有料職業紹介の許可（又は届出）の手続きを行った上で実施すること。

（３）託児サービス付の訓練について

知識等習得コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースにおいては、託児サービスの提供を付加することができる。託児サービスの内容については、別添「託児サービス付の訓練について」のとおり。

（４）IT関連の実施コースについて

ア パソコンは1人1台の割合で設置すること。

イ ソフトウェアについては、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

ウ パソコン及びソフトウェアは、技術革新の進展に適切に対応している十分に新しいものを使用すること。

エ 訓練指導者は、情報通信と関係の深い内容についての指導経験、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用方法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験を1年以上有すること。

（５）日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）座学先行コースについて

実習型訓練は、当該委託訓練を受託した民間教育訓練機関等が、企業やNPO法人等に再委託して実施することを原則とし、当該実習型訓練が開始する前までに、委託先機関は実習型訓練を行う企業等と再委託契約を締結することを原則とし、当該契約書（任意様式）の写しを提出すること。また、当該契約書には、実習内容、実習期間、実習時間、受講生の管理体制について明記すること。

（６）その他

ア 原則として法人格を有し、概ね1年以上、委託訓練事業以外の事業で安定した運営実績があり、委託訓練事業の実施に支障がないと認められること。

イ 本県内に委託訓練事業の拠点となる設備と委託訓練事業を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、その委託訓練事業を実施し統括すること。

ウ 委託訓練事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定

的運営に必要な財政基盤を有すること。

エ 委託訓練事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等委託訓練事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。

オ 委託訓練事業を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。

カ 受講者の訓練に係わる書類等委託訓練事業に係わる書類を整備し、その管理が確実に行われること。

キ 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中の者でないこと。

ク 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ケ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 労働保険加入事業所であり、労働保険料を滞納している者でないこと。

サ 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に違反していないこと。

シ 個人情報管理状況及び訓練実施状況等確認のために県が行う立ち入り検査、抜き打ち検査を受け入れること。

6 委託業務説明会

次のとおり委託業務に係る説明会を開催します。

日時 平成29年5月1日(月) 14時から

会場 神奈川県立産業技術短期大学校 4階大教室

※(別紙)委託訓練説明会出席票をメール(jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp)で4月28日(金)までに送付してください。

7 提案参加に関する手続き

(1) 参加意思申請書、質問票及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」からダウンロードしてください。

(2) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合には、質問票を提出してください。

質問に対する回答は、「かながわ電子入札共同システム」により回答します。

ア 提出書類 質問票

イ 提出期間 平成29年5月1日(月)から5月8日(月)17時まで(必着)

ウ 提出方法 メール (jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp)

エ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター
委託訓練担当 西井、尾崎

オ 回答日 平成29年5月9日(火)

(3) 参加意思申請書の提出

参加を希望する者は、参加意思申請書を提出してください。参加意思申請書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思申請書

- イ 提出期限 平成 29 年 5 月 11 日(木)17 時まで (必着)
ウ 提出方法 持参、郵送又はメール (jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp)
エ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター
委託訓練担当 西井、尾崎

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出者は、本要項に基づき、提案書を作成し提出してください。

- ア 提出書類 提案書一式 ※(4) 参照
イ 提出部数 原本 1 部、写し 1 部 (ただし、複数本の提案をする場合、事業者に関する書類は実施月毎に原本 1 部のみ。)
上記とは別に委託訓練カリキュラム (様式第 2-1 号) 及び提案理由書 (様式第 2-2 号) を各 1 部提出してください。
ウ 提出期限 平成 29 年 5 月 12 日(金)17 時まで (必着)
エ 提出方法 持参又は郵送
オ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター
委託訓練担当 西井、尾崎

(2) カリキュラムの種類

提案を受けるカリキュラムの種類は、次の 2 種類に分けられる。

- ア 県が提示した分野で、カリキュラムを作成したもの。
イ 県が提示した分野以外で、訓練科を提案しカリキュラムを作成したもの。

(3) 提案書提出のコース数等の制限

各教育訓練機関が提出可能な提案書の本数の制限はしない。ただし、複数本の提案書を提出する場合は、同一の時期の訓練実施として、提案書が複数選定されても、訓練の実施ができることを前提とする。

(4) 提出書類

次のアを提案書を提出する事業者ごとに、イを申請する訓練科ごとに提出すること。

ア 事業者に関する書類

- (ア) 雇用保険の適用事業所設置届の写し
(イ) 職業紹介事業の許可・申請を証明する書類の写し
(ウ) 法人登記簿謄本 (6 ヶ月以内、コピー可)
(エ) 法人の定款、寄付行為等の写し
(オ) 直前決算期の財務諸表等の写し (経営審査事項証明等可)
(カ) 学校 (又は事業所) 紹介パンフレット
(キ) 個人情報取り扱い規定の写し

イ 訓練科に関する書類

- (ア) 委託訓練提案書 (様式第 1 号)
(イ) 委託訓練カリキュラム (様式第 2-1 号) 及び提案理由書 (様式第 2-2 号)
(ウ) 訓練実施施設の概要 (様式第 3 号)
(エ) 訓練実施経費見積書 (様式第 4-1 号、様式第 4-2 号、様式第 4-3 号)
・日本版デュアルシステム (委託訓練活用型) 座学先行コースは、様式第 4-2 号を記入すること。

- ・知識等習得コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースで託児サービスの提供を付加する場合は、様式第4-1号と様式第4-3号を記入すること。
- ・上記以外のコースは、様式第4-1号を記入すること。

(オ) 講師台帳 (様式第5号)

(カ) 使用教材一覧表 (様式第6-1号) 及び使用ソフト等一覧表 (様式第6-2号)

(キ) 施設外実習・見学は原則として認めない。(「介護職員初任者研修」資格を取得するコースを除く)

ただし、やむを得ず訓練中に施設外実習・見学を行う場合は、実習及び見学の概要(所在地、見学費用、交通費等入り)(任意様式)

(ク) 就職支援実施状況(任意様式)、訓練実施運営・就職支援体制(様式第7-1号)及び組織図(部署、氏名入り)(任意様式)、就職支援予定(様式第7-2号)

(ケ) 講座の実施に当たり監督官庁等の認定等が必要な場合は、その認定等の写し「介護職員初任者研修」資格を取得するコースを実施する場合は、初任者研修事業者指定の「指定書」の写しか「申請書」の写しの提出を必須とする。

(コ) 委託訓練使用教室等の概要(教室、実習室の図面、写真等を添付の上、避難経路をA4もしくはA3用紙にまとめ名称等も記入のこと)(様式第8号)

写真は、A4用紙にまとめ提出すること。

(サ) 類似の認可学科(研修・講座)に関する事項等(様式第9号)及びその学科(研修・講座)のカリキュラム(任意様式)

(シ) 個人情報保護法に係る組織体制・従業員の教育監督体制(様式第10号)

(ス) 企業実習先一覧(様式第11号)(日本版デュアルシステム(委託訓練活用型)座学先行コースのみ記入)

(セ) 託児サービスの内容及び提供施設の概要(様式第12号)(知識等習得コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースで託児サービスの提供を付加する場合のみ記入)

(ソ) 認可保育所の許可証の写し、認可外保育施設指導監督基準チェック表(知識等習得コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースで託児サービスの提供を付加する場合のみ記入)

(タ) 募集案内地図(全訓練科共通)(様式第13-1号)

(チ) 募集案内地図(託児サービス付き訓練科)(様式第13-2号)(知識等習得コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースで託児サービスの提供を付加する場合のみ記入)

(ツ) その他審査等に必要な書類(訓練会場が非常説の場合の賃貸契約書等)

(5) 受託決定後必要な書類等

ア 実施カリキュラム

イ 授業計画表、日課時限表(任意様式)

ウ 訓練実施場所の略図(最寄り駅から訓練実施場所までの地図、訓練実施場所名、住所、最寄り駅からの徒歩時間)、地図データ

エ その他訓練、入校説明会の実施等に必要な書類等

9 委託訓練実施機関の選定方法

(1) 選定手順

委託訓練実施事業所の選定は、次の手順で行います。

ア 審査会を設置し、提案書の内容を次の選定基準に基づいて評価を行い、順位付けを行う。

評価項目	評価内容	評価割合
訓練評価	就職実績 カリキュラム 資格取得の実績 教育訓練の実績 適正な運営の実績	40%
施設評価	訓練会場の状況 訓練会場の確保状況 託児サービスの状況（託児サービス付き 該当コースのみ）	15%
就職支援体制評価	ジョブ・カード作成支援体制 就職相談室 職業紹介事業 就職支援部署の設置 就職支援業務の内容	15%
事務体制評価等	事務担当者の配置 サービスガイドライン研修受講者の配置 安定した事業運営 個人情報保護体制	10%
価格評価	見積価格	20%

イ 審査会からの意見を踏まえ、原則として選定基準に基づいた評価の高いものから順に選定する。ただし、見積価格が予定価格を超えた場合は選定しない。

(2) 委託訓練実施機関の選定については、訓練の目的を理解し、確実な事業実績を期待できる機関を選定するものとする。

具体的には次の各要件を基準として委託訓練実施機関を選定する。

ア 「5 委託訓練実施機関の要件」を満たしていること。特に就職率については75%以上を目標としていることから、過去の実績から高い就職率が確保できる機関、もしくは就職支援体制が強化されている機関を重視して選定する。

イ 託児サービスが付加されているコースを重視して選定する。

ウ 平成27年度から28年度までに実施した県の「即戦力」委託訓練の就職実績（複数同種（同一又は類似）コース実施の場合は平均）が35%に満たなかったコースを実施した委託訓練実施機関が同種コースを提案しようとする場合には、就職率の向上に関する取組等の書類の提出を必須とする。

エ 「3 委託訓練実施機関の主な業務」など委託訓練実施機関が行う事務処理を円滑に遂行できる事務局体制が整っていること。

オ これまでの教育訓練運営実績についても審査対象とする。

カ 次の各項目に該当する場合は、委託訓練実施機関として選定しない。

(ア) 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償等の重大

な法令違反行為がなされた事実がある場合

- (イ) 税法違反等公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応しくないと判断された場合
- (ウ) 就職状況調査等において虚偽の報告をしたことが明らかになった場合
- (エ) 提案書提出期限から過去1年間に実施した県の「即戦力」委託訓練において、県が行う立ち入り検査、抜き打ち検査等で不適切な状況等を指摘され、神奈川県立産業技術短期大学校長から文書による改善勧告を2回以上受けた場合
- (オ) その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠く場合

キ 個人情報保護法に基づく体制が整備されていること。具体的には次の要件を満たしていること。

- (ア) 個人情報保護法に基づく体制が整備されていること。
- (イ) 個人情報保護法の教育研修がなされていること。
- (ウ) 情報漏洩対策・電子文書保全のセキュリティ対策がなされていること。
- (エ) 外部犯罪対策（サイバーアタック対策、不正侵入防止、ウイルス対策、情報セキュリティ点検）がなされていること。
- (オ) 個人情報の取扱いに関する社内規程等が整備されていること。

(3) 参加が無効となる場合

参加意思申請書及び企画提案書が以下に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査結果について

委託決定機関のみ「かながわ電子入札共同システム」に掲載します。

平成29年6月7日（水）予定

10 委託費

- (1) 訓練コースの委託費の単価は、受講生1人当たり、個々の経費の積み上げによる実費とし、別表「平成29年度神奈川県委託訓練事業の概要（11、1月生）」に示す単価を上限額とする。（税込）

なお、上限額の範囲内で予定価格を別途算定する。

- (2) 委託費の額は訓練受講者1人につき訓練実施後1か月（訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を「1か月」として取り扱う。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、支払いを行う（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。)

また、算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練修了日までの全訓練期間（受講者が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練時間の80%に相当する時間

の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

(3) 委託契約金の基礎となる受講者数は開講日において確定する。(合格者が受講開始までの間に就職などの事由により受講をキャンセルすることがあるため。)

(4) 委託費は、訓練修了後、委託訓練実施機関からの請求により、訓練の行われた期間について委託元から支払われる。

(5) 委託費の返還

委託訓練実施機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、当該委託訓練実施機関はすでに支払った委託費の額の全部又は一部を返還する。

11 就職支援経費の支給

(1) 支給対象コースは、知識等習得コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースとする。

(2) 委託訓練実施機関から報告された訓練修了後3ヶ月以内の就職実績(就職率)に応じ、就職支援の実施に係る経費相当額として、1人1ヶ月当たり最大21,600円(税込)を支給するものとする。

(3) 支給基準

ア 就職率80%以上の場合 就職支援経費の減額なし(21,600円)

イ 就職率60%以上80%未満の場合 就職支援経費の減額50%(10,800円)

ウ 就職率60%未満の場合 就職支援経費の支給なし

(4) 就職支援経費の取り扱いの留意点

ア 就職支援経費の対象となる就職は、雇用期間4ヶ月以上または雇用期間の定めのないもの、且つ週20時間以上就労することが確定していること。

12 受託上の留意点

(1) 公共職業訓練短期課程の受講料は無料であるため、教科書、教材等委託訓練受講者個人の所有となるもの以外の経費の徴収は認められないので、実習経費等が発生する場合は、すべて委託費で賄うこと。

(2) 受講者に対し、訓練によって習得できる内容(目標、できるようになる事柄)、自己負担の金額・内容(教材費等)をあらかじめ具体的に明示すること。

(3) 訓練時期・時間等について

ア 訓練期間(予定)

別表「平成29年度神奈川県委託訓練事業の概要(11,1月生)」のとおり

イ 訓練時間は、原則として1日6時間で設定すること。1時間は1時限(45分以上60分以内)とし、訓練時間帯は、概ね午前9時から午後4時までの間とすること。

ただし、「介護職員初任者研修」資格を取得するコースは、1時限60分とすること。

ウ 土日祝日に訓練を設定することは、原則として認めない。

エ 原則として、休校、自習、自宅学習等は認めない。

(4) 訓練運営の事務局体制について

ア 雇用保険受給に係る諸届等の事務処理を適切に行うこと。

イ 事務処理等、管理全般を訓練実施とともに委託するので、運営できる組織体制を整え、必要な関係職員を配置すること。

- ウ 日常の出欠管理は厳格に行うこと。
 - エ 訓練出席状況、受講態度、能力習得状況を把握すること。
- (5) その他
- ア 教材費は、自己負担となることから、必要最小限に留めること。
その際、15,000円(税込)を上限とすること。
なお、自作のテキスト等販売価格の無い教材は、無償配布を原則とするが、やむを得ない場合は、受講者が客観的に見て妥当と思われる金額を設定すること。
 - イ パンフレット等に記載されている金額以上の負担を受講者に負わせないこと。
 - ウ 教材費に消耗品等は含めないこと。
 - エ 教科書の明細、領収証を作成し、開講時に説明すること。
 - オ 就職支援、就職状況把握、アンケート調査に係る費用については、全て委託費の中で賄うこと。
 - カ 決定にあたって、カリキュラムの一部を県で修正する場合があること。
 - キ 決定後の訓練実施場所の変更は原則として認めない。
 - ク 就職支援経費支払いの対象とならないコースも、訓練期間中、訓練修了後3ヶ月間の就職状況調査に協力すること。
 - ケ 県が定めた受講辞退申出期限を過ぎ、訓練受講を辞退する場合のテキスト代等については、委託訓練実施機関と受講者で協議する。